

中津市建設工事等入札参加資格者の指名停止措置について

1. 指名停止措置業者名

J F Eエンジニアリング 株式会社

指名停止措置業者の住所

神奈川県横浜市鶴見区末広町2-1

2. 指名停止措置期間

令和4年4月15日から令和4年10月14日まで（6か月間）

3. 指名停止措置要件

中津市契約規則施行細則第10条別表第2措置要件7-1に該当

4. 指名停止措置理由

令和4年2月13日、社員3名が、沖縄県竹富町が発注した海底送水管更新工事に関し、公契約関係競売入札妨害の容疑で沖縄県警に逮捕されたため。

【お問い合わせ先】

中津市 総務部 契約検査課 契約係  
TEL 0979 (22) 1111 (内線 701・702)

中津市建設工事等入札参加資格者の指名停止措置について

1. 指名停止措置業者名

立石建設工業 株式会社

指名停止措置業者の住所

中津市大字永添 2 7 5 1 - 4 1

2. 指名停止措置期間

令和 4 年 4 月 1 5 日から令和 4 年 5 月 1 4 日まで（1 か月間）

3. 指名停止措置要件

中津市契約規則施行細則第10条別表第2措置要件9に該当

4. 指名停止措置理由

複数の民間工事において、建設業法第 2 6 条第 3 項により、現場に専任が必要な主任技術者を、工期の重複する他の工事に配置し、また、複数の民間工事において、建設業法第 2 6 条第 3 項により、現場に専任が必要な主任技術者に、建設業法第 7 条の 2 に規定する営業所の技術者を配置したため。

【お問い合わせ先】

中津市 総務部 契約検査課 契約係  
TEL 0979 (22) 1111 (内線 701・702)

中津市建設工事等入札参加資格者の指名停止措置について

1. 指名停止措置業者名

旭工業 株式会社

指名停止措置業者の住所

国東市国見町中 1 2 3 2

2. 指名停止措置期間

令和 4 年 4 月 1 5 日から令和 4 年 6 月 1 4 日まで（2 か月間）

3. 指名停止措置要件

中津市契約規則施行細則第10条別表第2措置要件9に該当

4. 指名停止措置理由

令和元年8月31日及び令和2年8月31日を審査基準日とする経営事項審査において、真正でない財務諸表に基づいて経営状況分析を受け、これをもとに得た総合評定値通知書をもって、大分県に対し入札参加資格申請を行ったため。

【お問い合わせ先】

中津市 総務部 契約検査課 契約係  
TEL 0979 (22) 1111 (内線 701・702)